

船橋市児童福祉審議会の会議の公開に関する取扱基準（案）

（趣旨）

第1条 この取扱基準は、船橋市児童福祉審議会条例（令和8年船橋市条例第8号）第7条の規定に基づき、船橋市児童福祉審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定める。

（非公開の決定）

第2条 会議の議題又は議題に関連する事項が、船橋市情報公開条例（平成14年条例第7号）第26条各号に該当すると委員長又は部会長（以下「委員長等」という。）があらかじめ認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

2 公開している会議について、船橋市情報公開条例第26条各号に該当することが判明した場合には、会議を非公開とすることができる。

（傍聴者の定員）

第3条 傍聴者の定員は、会議の開催の都度、委員長等が定めるものとする。

（傍聴の受付）

第4条 傍聴の受付は、会議の開催の都度、会議を開催する場所（以下「会議場」という。）において、会議開催の15分前から行うものとする。

2 定員を超える傍聴希望者がある場合の傍聴者の決定は、抽選によるものとする。ただし、委員長等が必要と認める場合にあっては、先着順その他の公平かつ合理的な方法で行うことができる。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他の危険物を所持している者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長等は、必要があると認めるときは、傍聴者又は傍聴希望者に対し、係員をして前項第1号及び第2号までに規定する物品の所持について質問させることができる。

3 委員長等は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議場への入場を禁止することができる。

（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、かつ、

使用しないこと。ただし、委員長等の許可を得たときは、音を発しない状態にして使用することができる。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨を伝えること。

(6) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長等の指示に従い、速やかに退場すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長等の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項の許可の申出は、会議の開会前に行わなければならない。

附 則

この取扱基準は、令和8年7月 日から施行する。